

山梨県警察職員の自主降任制度実施要領の制定について

〔 令和 7 年 1 月 3 1 日 〕
〔 例規甲（務人）第 3 6 号 〕

山梨県警察職員の自主降任制度実施要領

第 1 趣旨

この要領は、山梨県警察職員の任用に関する訓令（昭和 5 9 年山梨県警察本部訓令第 9 号）第 2 3 条に規定する職員本人の申出による降任について、職員の事情により職務に支障を来している場合又は支障を来すおそれがある場合において、円滑な組織運営に資するため、職員の申出による降任の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

第 2 定義

この要領において「降任」とは、職員を現に任命している階級又は職よりも下位のものに任命することをいう。

第 3 対象職員

降任を申し出ることができる職員は、巡査部長以上警視以下の階級にある警察官及びこれに相当する一般職員とする。

第 4 手続

1 職員（所属長を除く。）からの申出

- (1) 職員（所属長を除く。）は、降任を申し出るときは、降任願（第 1 号様式）を本部長に提出（所属長経由）するものとする。
- (2) 所属長は、降任願の提出を受けたときは、当該職員と面接し、降任を希望する理由、降任後の希望等を確認の上、その結果を意見書（第 2 号様式）に記載し、当該降任願とともに警務部警務課長を経由して本部長に提出するものとする。

2 所属長である者からの申出

- (1) 所属長は、降任を申し出るときは、降任願を本部長に提出（警務部長経由）するものとする。
- (2) 警務部長は、降任願の提出を受けたときは、当該所属長と面接し、降任を希望する理由、降任後の希望等を確認の上、その結果を意見書に記載し、当該降任願とともに本部長に提出するものとする。

第 5 降任の決定等

1 降任の決定

本部長は、降任願及び意見書の内容等に基づき、降任の適否を決定するものとする。

2 降任に係る発令

降任の発令は、原則として定期の人事異動の際に行うものとする。ただし、本部長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

第6 給与の取扱い

この要領により降任した職員（以下「降任職員」という。）の給与の取扱いについては、山梨県職員の給与に関する規則（昭和32年山梨県人事委員会規則第7号）及び山梨県警察職員の給与に関する規則（昭和32年山梨県人事委員会規則第9号）の規定によるものとする。

第7 降任後の昇任

1 再度の昇任

- (1) 降任職員は、再度の昇任を希望することができる。
- (2) 再度の昇任を希望する際の受験手続については、山梨県警察職員の任用に関する訓令第15条の規定を準用する。

2 昇任の取扱い

降任職員の再度の昇任は、他の職員の昇任と同等に扱うものとし、いかなる不利益又は優遇の措置を受けないものとする。

第8 その他

この要領に定めるもののほか、職員の申出による降任の実施に関し必要な事項は、本部長が別に定める。